

桜ヶ岡地区義務教育学校開校準備協議会設置要綱

(設置)

第1条 釧路市がめざす学校のすがた基本計画（令和4年12月23日策定）に基づき、釧路市立朝陽小学校（以下「朝陽小」という。）、釧路市立東雲小学校（以下「東雲小」という。）、釧路市立桜が丘中学校（以下「桜中」という。）において、施設一体型の義務教育学校の開校に向けた協議を行うため、桜ヶ岡地区義務教育学校開校準備協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 義務教育学校の学校名、校歌、校章に関する事。
- (2) 義務教育学校の通学の安全確保等に関する事。
- (3) 義務教育学校の教育目標、教育課程の編成、魅力と特色ある学校づくりに関する事。
- (4) 義務教育学校の制服、ジャージに関する事。
- (5) 義務教育学校開校までの朝陽小及び東雲小と桜中の学校間交流に関する事。
- (6) その他義務教育学校の開校準備に関する事。

(構成)

第3条 協議会は、委員18人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者として朝陽小、東雲小及び桜中の校長がそれぞれ推薦するもの並びに教育長が特に必要と認める者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 児童生徒の保護者の代表者
- (2) 校下における未就学児童の関係者
- (3) コミュニティ・スクール協議会の代表者
- (4) 地域や町内会等の関係者
- (5) 校長及び教頭

3 前項の規定により朝陽小の校長が推薦する者、東雲小の校長が推薦する者及び桜中の校長が推薦する者のうちから委嘱する委員の数は、各同数とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、前条第2項の規定に基づき教育長が委嘱した日から令和10年3月31日までとする。

2 教育長は、委員が欠けた場合において、補欠の委員を選任しなければならない。

- 3 教育長は、必要と認めたときは、委員の任期を延長することができる。
- 4 教育長は、特別の理由があるときは、任期中であっても委員を解任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長を1名、副会長を若干名置き、会長は委員の互選によりこれを定める。副会長は会長が指名する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、協議会の議長となる。
- 3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 協議会は、会議の効率的な運営を図るため、桜中及び朝陽小、東雲小の各学校の校長のもと、教職員の代表者等から構成する教育部会を置き、第2条第2号から第5号までについて協議を行うことができる。

(意見の聴取及び資料の提出)

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から資料の提出を求めることができる。

(情報の提供等)

第9条 協議会における協議内容等については、適宜、保護者や地域住民に情報を提供するものとする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、教育委員会学校教育部において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、会長が協議会に諮り定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年5月9日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行後最初に開催する会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。